



埼玉県交通安全対策協議会 埼玉県・埼玉県警察・埼玉県教育委員会・市町村





# 夏の交通事故防止運動・実施要綱

## 自転車乗用時のヘルメット着用促進と交通ルールの遵守

道路交通法により、全ての自転車利用者に対し、 乗車用ヘルメット着用が努力義務とされています。

- ●令和5年中、県内の自転車事故で亡くなった人は、全員ヘルメットを 着用しておらず、そのうちの約6割の人が頭部に致命傷を負っています。
- ヘルメット非着用の場合、ヘルメット着用時と比較して致死率が約1.9倍 になります。※令和元年~5年合計、警察庁調べ
- 自分自身の命を守るため、 自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう!





#### こどもと高齢者の交通事故防止



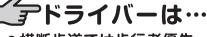
#### プラこどもは…

- ●しんごう を まもろう
- ●どうろ に とびださない
- ●おうだんほどう を わたろう

#### 『一高齢者は…

- ●道路を横断するときは自分の目でしっかり確認
- 車両の直前・直後の横断をしない
- ●夜間外出時は、反射材を着用





● 横断歩道では歩行者優先

●歩行者がいるときは、

スピードを落とすなど「思いやり運転」を。





### 飲酒運転の根絶



- ●飲酒運転は犯罪です。
- ●飲酒した状態で自転車に乗ることや、二日酔いで運転することも飲酒運転になります。
- ●路上で寝込んでる人を見かけたら「110番通報」を。

#### 一合言葉は

「しない、させない、ゆるさない」





YouTubeで配信中→

埼玉県 交通安全劇場



(YouTube)

くわしくは埼玉県のHPをチェック

#### お問い合せは

埼玉県県民生活部 防犯·交通安全課

**\**048-830-2955

FAX 048-830-4757

夏の交通事故防止運動 埼玉県





人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県